

中京大学および国立嘉義大学に於ける 学術の協力と交流に関する協定書

中京大学と国立嘉義大学は、平等互惠の原則に基づき学術交流を行い、もって双方の科学技術、文化の向上及び友好関係に資することとし、下記の通り協定を締結する。

1. 両校は以下の分野の協力活動を推進する。
 - (1) 学生交流
 - (2) 教職員交流
 - (3) 共同研究、教育関連プログラムの共同開発と実施
 - (4) その他、両大学の友好に関すること
2. 上記(1)の実施内容については、別途協議して、実施細則で具体的に諸事項を決めるものとする。
3. 交流の実施方法に関する詳細な事項は、平等互惠の原則に立ち、各自の大学の伝統や規則(学則)を尊重しつつ、協議、実行するものとする。
4. 有効期間等
 - (1) この協定書の有効期間は、署名日から5年間とする。
 - (2) 両校の交流をさらに発展させるために、協定内容の変更や追加が必要な時は、事前に十分に協議することとする。
 - (3) 実施期間(5年)が終了する前に、中京大学と国立嘉義大学が更新しない旨の決定通知を相手に送付しない限り、この協定は自動的に5年間更新されるものとする。

この協定書は、同一内容の正文を日本語と中国語により各2通作成し、中京大学学長と国立嘉義大学学長が署名し、各1通を保有する。

中京大学 学長 安村 仁志

国立嘉義大学 学長 邱 義源

安村仁志

邱義源

2015年12月14日

2015年12月14日